

福岡市旅館業法施行細則に規定する市長が定める事項等

1 根拠法令について

旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）：以下「省令」という。

福岡市旅館業法施行条例（平成 24 年福岡市条例第 74 号）：以下「条例」という。

福岡市旅館業法施行細則（昭和 47 年福岡市規則第 72 号）：以下「細則」という。

2 細則第 2 条第 2 項ただし書に規定する市長が認めるときについて

（1）営業施設が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しないとき又は確認申請を要しないときにあつては、次の書類を省略することができるものとする。

- ① 旅館業の用に供する建築物の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく検査済証の写し及び消防法令に適合していることを証する書類の写し

3 細則第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に規定する市長が定める書類について

（1）条例第 3 条第 7 号関係

条例第 3 条第 7 号ただし書に規定する営業施設（住居その他の施設との混在禁止等の規定を適用しない営業施設）に該当する場合にあつては次のとおりとする。

- ① 旅館業として使用される共同住宅が分譲マンション等（区分所有法^{※1}に規定する区分所有権の目的である建物（室））の場合

添付書類	申請者			
	区分所有者	区分所有者以外の第三者 ^{※2}	賃借者等 ^{※3}	賃借者等以外の第三者 ^{※2}
ア 区分所有者を示す書類（不動産登記事項証明書等）	○	○	○	○
イ 営業施設を旅館業の用に供することが認められていることを確認できる書類（管理規約 ^{※4} 等）	○	○	○	○
ウ 第三者が営業施設を旅館業の用に供することについて区分所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	—	○	—	—
エ 区分所有者と賃借者等との関係がわかる書類（賃貸借契約書又は使用貸借契約書等）	—	—	○	○
オ 賃借者等が営業施設を旅館業の用に供することについて区分所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	—	—	○	—
カ 第三者が営業施設を旅館業の用に供することについて賃借者等が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	—	—	—	○
キ 第三者が営業施設を旅館業の用に供することについて区分所有者が賃借者等に対して承諾していることを確認できる書類（承諾書等）	—	—	—	○

- ※1 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）
 ※2 区分所有者や賃借者等以外の不動産管理会社や親族等の第三者が申請者となる場合
 ※3 賃貸借契約における賃借者又は使用貸借契約における借主等
 ※4 区分所有法第 30 条第 1 項に規定する規約

② 旅館業として使用される共同住宅が賃貸住宅、社宅、社員寮等（区分所有法に規定する区分所有権の目的である建物（室）以外の建物（室））の場合

申請者 添付書類	所有者 ※1	所有者以外の第三者 ※2	賃借者等 ※1	賃借者等以外の第三者 ※1
ア 所有者を示す書類（不動産登記事項証明書等）	○	○	○	○
イ 第三者が営業施設を旅館業の用に供することについて所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	—	○	—	—
ウ 所有者と賃借者等との関係がわかる書類（賃貸借契約書又は使用貸借契約書等）	—	—	○	○
エ 賃借者等が営業施設を旅館業の用に供することについて所有者が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	—	—	○	—
オ 第三者が営業施設を旅館業の用に供することについて賃借者等が承諾していることを確認できる書類（承諾書、契約書等）	—	—	—	○
カ 第三者が営業施設を旅館業の用に供することについて所有者が賃借者等に対して承諾していることを確認できる書類（承諾書等）	—	—	—	○

- ※1 所有者や賃借者等以外の不動産管理会社や親族等の第三者が申請者となる場合
 ※2 賃貸借契約における賃借者又は使用貸借契約における借主等

（2）省令第4条の3及び条例第4条第2号関係

省令第4条の3及び条例第4条第2号ただし書に規定する玄関帳場を有しない営業施設に該当する場合にあっては次のとおりとする。

- ① ビデオカメラの型式及び録画機能を確認できる書類
- ② 営業施設及び管理事務所[※]でのビデオカメラ、モニター及び通話機器の設置場所を記載した各平面図
 ※玄関帳場の代替措置として設置した事務所をいう。具体的な要件は4（2）及び（3）を参照。
- ③ 管理事務所から営業施設へ駆けつけるときの距離、時間、経路及び移動手段を記載した地図
- ④ 営業施設を使用する際の注意事項（建物の管理取扱責任）について宿泊者に説明した後に署名を取る様式又は署名と同等の措置内容を確認できる書類

- ⑤ 管理事務所でいう業務を第三者へ委託する場合は当該内容（事業者名、所在地、連絡先及び委託内容）を確認できる書類
- ⑥ 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアル
＜対面によらないチェックイン（以下「非対面形式チェックイン」という。）の場合＞
- ⑦ 使用する機器等及びその設置場所を確認できる書類
- ⑧ 予約からチェックイン・入室までの手順を確認できる書類

4 細則第 13 条に基づく市長が定める必要な事項について

（１）条例第 2 条第 6 号関係

「その他飲用に適する水」とは、以下の表の左欄に掲げる項目について行われた水質検査の結果、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合している状態を指すこと。

項 目	基 準
一般細菌	100 c f u / m L 以下
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04m g / L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10m g / L 以下
塩化物イオン	200m g / L 以下
有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3m g / L 以下
p H 値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下
鉄	0.3m g / L 以下
硬度	300m g / L 以下

（２）省令第 4 条の 3 第 1 号及び細則第 4 条第 1 号関係

「事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること」とは、具体的には次の各号に掲げる要件を満たすこと。

- ① 事故が発生したときその他の緊急時における対応等を行う管理事務所を設置していること。
- ② 管理事務所は営業施設に 10 分以内で駆けつけることができる範囲内にあること。
- ③ 営業施設及び管理事務所において通話機器を設置していること。
- ④ 営業施設において宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを設置していること。

（３）省令第 4 条の 3 第 2 号及び細則第 4 条第 2 号関係

「宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること」とは、具体

的には次の各号に掲げる要件を満たすこと。

- ① 宿泊者の出入りの状況が確認できる設備として、営業施設においてはビデオカメラを、管理事務所においてはモニターを設置していること。
- ② 非対面形式チェックインを行う場合は、営業施設内又はその存する敷地内や建物内等（以下「営業施設近傍」という。）に本人を確実に確認できる設備を設置していること。本人を確実に確認できる設備とは、宿泊者の顔及び旅券の鮮明な画像を映すことができるテレビ電話やタブレット等の機器又は当該機器と同等の機能を備えたアプリケーションソフトウェア、ウェブサイト等の利用方法を示す掲示物等をいう。

5 その他旅館業の適切な運営を確保するために必要な事項について

（１）営業施設及び管理事務所における掲示

条例第３条第７号ただし書に規定する営業施設（住居その他の施設との混在禁止等の規定を適用しない営業施設）又は省令第４条の３及び条例第４条第２号ただし書に規定する玄関帳場を有しない営業施設の営業者は、営業許可取得後に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を掲示すること。

- ① 営業施設 旅館業の営業施設である旨、営業施設名及び緊急連絡先
- ② 管理事務所 旅館業の営業施設の管理事務所である旨

（２）チェックイン時に講じる措置

省令第４条の３及び条例第４条第２号ただし書に規定する玄関帳場を有しない営業施設の営業者は、チェックイン時に次の各号に掲げる措置を講じること。

① 営業施設を使用する際の注意事項（建物の管理取扱責任）の説明

営業施設を使用する際の注意事項（建物の管理取扱責任）について宿泊者に説明した後に、宿泊者から署名を取ること又は署名と同等の措置を講じること。

② 対面によるチェックインを行う場合の措置

対面によるチェックインを行う場合は、チェックインを行う場所に応じて営業施設、管理事務所の所在場所を地図や外観写真等を用いて宿泊者に説明すること。

③ 非対面形式チェックインを行う場合の措置

ア 営業施設近傍において、本人を確実に確認できる設備を用い、宿泊者の本人確認、宿泊者名簿の記載及び適切な鍵の受渡しを行うこと。

イ 管理事務所の所在場所を地図や管理事務所の外観写真等を用いて宿泊者に説明すること。

ウ 機器の不具合や宿泊者がスマートフォン等を所持していない等の理由により非対面形式チェックインを実施できない場合は、対面によるチェックインを行うこと。